

国民健康保険制度に関する広島県と広島県社会保障推進協議会の懇談会議事録

基本情報

- 日時: 2025年10月29日
- 場所: 広島県庁内会議室
- 出席者:
 - 広島県: 担当課長ほか関係者
 - 広島県社会保障推進協議会: 会長、事務局長ほか関係者
- 議題: 国民健康保険料(税)の引き下げと地域医療体制の維持・強化について

1. 開会及び要請趣旨の説明

本懇談会は、高騰する国民健康保険料(以下、「国保料」)が県民生活に与える深刻な影響と、それに伴う地域医療提供体制の危機という二つの喫緊の課題について、広島県社会保障推進協議会(以下、「協議会」)が広島県に対し、現状の共有と具体的な対策を要請するために開催された。

協議会代表者は冒頭、国保が憲法25条の生存権に基づく社会保障制度であるという基本認識を強調した。その上で、広島県が全国で唯一、全23市町で保険料が上昇したという異常事態を指摘し、物価高騰が県民生活を直撃する中、多くの加入者が「払いたくても払えない」という窮状に陥っている実態を訴えた。この懇談会の目的は、県民の負担軽減と地域医療提供体制の維持・強化という両面から県の主体的な対応を求めることにあると説明。特に、県の運営方針は県内市町の政策に極めて強い影響力を持つため、県がリーダーシップを発揮することが不可欠であるとの認識を示し、県民生活の根幹を揺るがす保険料問題の具体的な議論へと移行した。

2. 主要な論点と応答

本セクションでは、協議会から提示された主要な要望事項と、それに対する県の回答をテーマ別に整理し、議論の核心を明確化する。

2.1. 高すぎる国保料と県民生活への影響

国保料の過重な負担が県民の生活と健康に直接的な影響を及ぼしている点は、本懇談会における最も中心的かつ深刻な論点として議論された。

- 協議会の指摘:
 - 社会保障であるはずの国保の保険料を支払うことで、生活保護基準を下回る所得しか残らないという制度的矛盾が発生している。
 - 広島市のデータを例に、滞納世帯の約81%が所得200万円未満の低所得者層であり、負担能力を超えた保険料が課されている実態を提示した。
 - 保険料の滞納が医療へのアクセスを妨げ、受診が遅れる「手遅れ事例」を発生させるなど、県民の命に直接関わる問題であると強い懸念を表明した。
 - この根本的な問題を解決するため、国に対し抜本的な財政支援を強く求めるよう県に要請した。
- 県の回答:
 - 国保制度は国が設計したものであり、財源構成(公費50%、保険料50%)を県が独自に変更することは困難であるという基本的な立場を示した。
 - 現在、国の社会保障審議会・医療保険部会や国民会議において制度全般の見直し議論が開始された段階であり、その動向を注視する必要があるとの見解を述べた。
 - 広島県の保険料が高くなる一因として、県民一人当たりの医療費が全国平均より高い傾向に

あるという構造的な要因を挙げた。

- 県の対策としては、特定健康診査の受診勧奨などを通じ、疾病の早期発見・早期治療を促し、将来的な医療費の抑制に努めていると説明した。

これに対し協議会は、国保料の高騰は長年の課題であり、県の「国の動向待ち」という姿勢は、今まさに困窮している県民を救済する責務から距離を置くものだと反論した。そして、県の姿勢は「国が決定すれば、その通りに実行する」という受動的なものにしか聞こえないと指摘し、「その認識で正しいか」と問い質すことで、県の当事者意識の欠如を強く問題視した。この応酬の後、議論はより具体的な県の運営方針へと移行した。

2.2. 県の運営方針と市町の裁量

県の広域的な運営方針と、住民に最も身近な各市町の個別事情との間で生じる緊張関係が、次の主要な論点となった。

- **協議会の要望：**保険料の県内統一を目指す県の方針が、各市町の独自の住民負担軽減努力を阻害していると懸念を表明。市町が住民の負担を実質的に軽減するため、一般会計からの法定外繰入を柔軟に行えるよう、県として明確に認めるべきだと強く要求した。
- **県の回答：**完全な保険料統一が実現するまでの一時的な措置として、各市町が独自の基金を活用して保険料の急激な上昇を抑制することは認めていると説明。しかし、長期的には県内での保険料水準の統一を目指すという基本方針に変わりはないことを再確認した。

この論点では、県が限定的な柔軟性を示したものの、それはあくまで完全統一までの経過措置に過ぎなかった。協議会が求める、市町が住民の実情に応じて恒久的に行える負担軽減策の容認とは大きな隔たりがあり、議論は医療を受ける基盤そのものである医療提供体制の問題へと展開した。

2.3. 地域医療提供体制の維持・強化

保険料の問題に加え、医療を受けるための基盤である地域医療機関そのものが存続の危機に瀕しているという、もう一つの重要なテーマが提起された。

- **協議会の指摘：**
 - 物価や人件費の高騰が医療機関の経営を直撃しており、特に地域を支える中小の病院や診療所は、閉院も現実的な選択肢となり得るほど極度に経営が悪化している。
 - 医療機関の減少は、特に公共交通が不便な中山間地域において、受診へのアクセスを著しく困難にする。タクシー代が往復で5,000円以上かかる事例も挙げられ、物理的・経済的障壁が県民の健康を脅かすと訴えた。
 - 県として医療機関の経営実態を早急に把握し、緊急の財政支援策を講じるべきだと強く要請した。
- **県の回答：**
 - 医療機関経営の根幹は国が定める診療報酬であるとの認識を示し、物価高騰等に対応した財政支援についても、まずは国の動向を注視する姿勢を維持した。
 - 長期的な医師確保策として、県北部に新病院を建設し、そこを医療人材の育成・循環拠点とする計画を進めていると説明した。

協議会が訴える短期的な経営危機に対し、県は国の動向を待つ姿勢と長期的な計画を提示するに留まった。協議会は、県の政策的焦点だけでなく、短期的な支援策について「検討する」という姿勢さえ示されなかったことに深い失望を表明し、医療機関が直面する危機が県に認識されていないとの印象を浮き彫りにした。この時間的・認識的な乖離を受け、議論は具体的な行政手続きの問題へと移った。

2.4. 個別具体的な制度運用に関する要望

マクロな制度設計だけでなく、県民が直接行政サービスに触れる具体的な手続きの改善が、制度への信頼を

左右する重要な要素であるとして、以下の3点が議論された。

1. 減免制度の周知と活用促進:

- **協議会の要望:** 保険料や医療費の一部負担金に関する減免制度が、要件の厳しさや周知不足からほとんど利用されていない現状を指摘。基準を見直し、対象となりうる住民へ市町が積極的に案内するよう、県から指導することを要求した。
- **県の回答:** 要望の趣旨は理解したものの、具体的な対応策についての言及はなかった。

2. 資格確認書の一律交付:

- **協議会の要望:** マイナ保険証への移行に伴い、無保険状態の発生を防ぐため、全ての国保加入者に資格確認書を一律で交付するよう、県として市町に指導することを要請。厚生労働大臣が国会で自治体の判断を容認する答弁をしている点を根拠として挙げた。また、市町の担当者からは、選択的交付よりも一律交付の方が事務作業上も簡便であるとの声が上がっていることを補足した。
- **県の回答:** 大臣答弁の事実は認識しているが、現時点で県内市町から具体的な相談はないと回答。相談があれば検討するという受け身の姿勢を示した。

3. 受診手遅れ事例の調査:

- **協議会の要望:** 経済的な理由による受診の手遅れが命に関わる事態を招いているとして、県として実態調査を行い、対策を講じることを要求した。
- **県の回答:** この点に関する直接的な回答は記録されなかった。

具体的な市民サービスの改善要求に対し、県が主に国の動向や市町からの相談を待つという姿勢を示したことで、両者のスタンスの違いが改めて浮き彫りとなり、会議は総括へと向かった。

3. 総括及び閉会

懇談会を通して、協議会は現場の切実な声に基づき県の主体的な行動を繰り返し求めたが、県は国の制度設計や動向を重視する姿勢を貫き、両者の基本的な立場と見解の相違が最後まで埋まることはなかった。協議会は最終意見として、県の「国の制度だから」という繰り返しの説明は、県民の命と健康を守るという地方自治体としての根源的な責務を放棄する姿勢に映ると、極めて強い懸念を表明した。さらに、もし県が国の制度を理由に県民の命を守るための独自の行動を取らないのであれば、それは県民が県に納税する根拠そのものを揺るがす問題であると指摘。県民の窮状という実態を真摯に受け止め、国に現状を訴えると共に、県独自の対策を講じるという当事者意識を持つよう、最後に強く要請した。予定時刻となり、協議会代表者からの閉会の挨拶をもって、懇談会は終了した。

国保料引き下げ交渉報告：広島県の不誠実な対応と県民の苦境

序文

先日、私たちは広島県民 3,769 筆の切実な署名を携え、広島県庁との交渉に臨みました。この署名の一つひとつには、高騰を続ける国民健康保険料（国保料）によって生活が圧迫され、未来への希望さえ奪われかけている県民の悲痛な叫びが込められています。私たちの目的はただ一つ、県民の生存権を脅かすこの異常な負担を引き下げ、誰もが安心して医療を受けられる社会保障制度を取り戻すことです。本稿は、その交渉の場で私たちが目の当たりにした、県民の苦境に対する県の驚くべき無関心と不誠実な対応の記録です。県政が誰のためにあるのかを、組合員の皆さんと共に改めて問うための報告です。

1. 3,769 筆の署名に込められた県民の悲痛な叫び

私たちがなぜ、多くの時間と労力をかけて集めた署名を持って県との交渉に臨んだのか。それは、高すぎる国保料がもはや単なる「負担」ではなく、県民の生活そのものを破壊する凶器と化しているからです。憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が、命を守るはずの社会保障制度によって根底から揺さぶられている。この矛盾した現実を、私たちはこれ以上座視することはできません。

1.1. 生活を破壊する保険料の実態

交渉の場で私たちが突き付けたのは、統計上の数字ではなく、県民一人ひとりが直面している過酷な現実です。

- 生活保護基準以下の暮らし 真面目に働き、所得税や住民税を納めた上で国保料を支払うと、手元に残る可処分所得が生活保護基準を下回ってしまうという本末転倒な事態が多発しています。命綱であるはずのセーフティネットが、人々をより深い貧困へと突き落としているのです。これは制度設計の根本的な欠陥に他なりません。
- 過酷な差し押さえ 保険料を滞納すれば、待っているのは容赦のない差し押さえです。交渉では、ある美容院の事業主がキャッシュレス決済の売上金全額を差し押さえられた事例を挙げました。これは単なる滞納処分ではなく、事業の継続を不可能にし、生活の基盤そのものを破壊する行為です。さらに驚くべきことに、差し押さえで生活ができないと訴えたと、「サポートセンターへ相談に行きなさい」と案内されるというのです。行政が危機を生み出し、その解決を個人に丸投げする。これほど馬鹿げた話があるのでしょうか。
- 所得の 2 割に迫る負担 特に自営業者や非正規雇用の人々にとって、国保料は所得の 2 割近くに達することもあります。これは、もはや「払える・払えない」の議論ではなく、生存をかけた選択を迫られる異常な負担率です。多くの県民が「払いたくても払えない」状況に追い込まれているのが実情なのです。

1.2. 私たちの具体的な要求

こうした悲痛な実態を踏まえ、私たちは県に対して具体的かつ実行可能な 2 つの核心的要求を突き付けました。

- 要求 1：保険料の引き下げ 県の一般会計から法定外の繰り入れを行うなど、県が持つ財源を活用し、保険料そのものを直接引き下げるよう強く求めました。県民の暮らしを守ることは、道路建設などと同様、あるいはそれ以上に重要な県の責務です。
- 要求 2：負担軽減策の実現 「国の動向を見守る」という受け身の姿勢を改め、県独自の条例を制定したり、市町に対して過酷な取り立てを戒めるよう指導したりするなど、県が主体的に実行できる負担軽減策を直ちに検討・実施するよう要請しました。

これらの県民の切実な声と具体的な要求に対し、県は信じがたいほど鈍い反応で応えました。

2. 広島県の応答：責任転嫁と無理解の壁

県民の切実な訴えに対し、広島県が示したのは対話の姿勢ではなく、責任転嫁と無理解からなる高く厚い壁でした。私たちの声は担当者の心に届くことなく、官僚的な答弁の前に空しく響くだけでした。交渉は、県民の苦境を理解しようとし、行政の不誠実さを浮彫りにする場となってしまいました。

2.1. 「国の動向を見守る」という責任放棄

交渉中、県の担当者が何度も繰り返したのが「国が制度改革を進めているので、それを見極める」という言葉でした。これは、県が主体的に果たすべき責任を放棄し、問題を先送りするための常套句に過ぎません。国の制度であることは承知の上で、今、目の前で苦しんでいる県民のために「県として何ができるか」を私たちは問うています。国のせいにして行動しないのは、明らかな責任放棄です。

2.2. 「初めて聞いた」という驚くべき発言

私たちが提示した、保険料を払うと生活保護基準以下の生活になるという実態について、県の担当者は「そのような意見は初めて聞いた」と発言しました。私たちはこの数年間、担当者が変わるたびに同じ事実を訴え続けてきました。この発言は、単なる担当者個人の認識不足ではありません。それは、これまでの私たちの請願や要請、県民の声が組織内で全く引き継がれず、記録さえされず、無価値なものとして扱われてきたことの証明です。県庁内に、県民の声に耳を傾け、行動に繋げるという民主主義の基本機能が欠落していることを示す、衝撃的な一言でした。

2.3. 議論の前提を無視する姿勢

さらに信じがたいことに、交渉の冒頭、私たちが提出した3,769筆の署名要請書について、担当者は「まだ読んでいないので（中身は）分からない」と述べました。これは準備不足というレベルを超え、3,769人の県民の意思を根本から軽視する行為です。対話の前提となる資料に目を通さずに交渉の場に現れる。それは、対話が真剣な議論の場ではなく、ただやり過ごせばよい形式的な儀式だと考えていることの証左であり、県民に対する侮辱に他なりません。

2.4. 県民の命を「事業運営」として捉える視点

担当者の答弁の端々から透けて見えたのは、「制度を維持・運営するためには、加入者の負担はやむを得ない」という、まるで民間保険会社の事業運営者のような視点でした。この冷徹な論理を突き詰めれば、どういう結論に至るか。私たちはその矛盾を、交渉の場でこう突きつけました。「『制度を守るためには生活保護以下でも我慢するべきだ。痛みに耐えなさいよ』。もし県がそう公言するなら分かりません。しかし、そうではないでしょうか？」 県民の命と暮らしを守るという社会保障の根本目的と、県の「制度運営」という視点。その絶望的な乖離が、これ以上ないほど明確になった瞬間でした。

このような県の不誠実な対応に対し、私たちは諦めることなく、県がその気になれば実行可能な具体的な解決策を改めて提示しました。

3. 我々の反論：県が「できること」をなぜやらないのか

県の「国が」「制度が」という「できない」理由の数々に対し、私たちは県の権限と財源をもって「できること」が数多く存在することを具体的に突き付けました。県の主張が、行動する意志の欠如を糊塗するための言い訳に過ぎないことは明らかです。

3.1. 財政力と条例制定の権限

国の方針を盾に何もしないというのであれば、県の財政力と条例制定権限は何のためにあるのでしょうか。県民を守るためではないのですか。広島県には、独自の政策判断を下すための財政力と、条例を制定する権限があります。国が示す運営方針はあくまで「方針」であり、それに縛られる必要はありません。県民の生活が危機に瀕している今こそ、県民の暮らしを最優先にした独自の条例を制定し、負担を

軽減すべきです。

3.2. 市町への指導的役割

県内では、医療へのアクセスに大きな地域格差が存在します。医療機関が集中する都市部も、車がなければ病院に行けない過疎地域も、同じ基準で保険料を負担させられるのは公平と言えるでしょうか。また、保険料を滞納した際に発行される「資格証明書」の発行状況も市町によってバラバラです。県は国保制度の「保険者」として、こうした市町間の不公平を是正し、過酷な取り立てが行われないよう指導的役割を果たすべきです。県がリーダーシップを発揮すれば、県全体のセーフティネットを確実に強化できるのです。

3.3. 他の自治体の先進事例

全国を見渡せば、国の動向を待つことなく、独自の財源を用いて住民の保険料負担を軽減している自治体は数多く存在します。なぜ広島県は、そうした自治体の努力に学ぼうとしないのでしょうか。他県にできて広島県にできない理由はありません。その姿勢は、もはや消極的というよりも、県民の苦境に対する怠慢と言わざるを得ません。

これらの具体的な提案をもってしても、県からは「要望として承る」という空虚な言葉以外、何一つ前向きな回答は得られませんでした。

4. 結論：対話は決裂、しかし我々の闘いは続く

今回の広島県との交渉は、残念ながら決裂に終わりました。県は終始、責任を国に転嫁し、現状維持の姿勢に固執しました。県民が直面する命の問題に対して、何ら具体的な解決策を示そうとしないその態度は、県民の命と暮らしを守るべき行政の責任を放棄したものに他なりません。交渉の場で私たちが感じたのは、冷たい会議室の空気と、担当者たちが紡ぐ中身のない言葉の数々、そして行政の驚くべき無関心と不誠実さでした。

しかし、私たちはこの結果に決して屈しません。むしろ、この不誠実な対応によって、私たちの闘いの正当性と必要性が改めて証明されたと確信しています。この悔しさを力に変え、次なる行動へと繋げましょう。県庁が県民の方を向くまで、我々の闘いに終わりはありません。この報告を読んでもくださった組合員の皆さん、どうかこの現実を共有し、連帯の輪をさらに広げ、共に声を上げ続けてください。